

令和7年 第5回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和 7 年南会津町議会全員協議会会議録目次

7 月 3 1 日（木）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
伊南地域診療施設等整備事業について	5
指定管理施設の公募方針について	20
◎閉会の宣告	32

令和7年第5回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和7年7月31日（木曜日）午前10時04分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 伊南地域診療施設等整備事業について
 - (2) 指定管理施設の公募方針について
- 4 閉会

出席議員（15名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	15 番	渡 部 訓 正	議員
16 番	山 内 政	議員			

欠席議員（1名）

14 番	高 野 精 一	議員
------	---------	----

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
長谷川 祐 樹	総 務 課 長 補 佐	湯 田 昌 伸	管 財 係 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 主 幹

渡部 さつき	税 務 課 長	鈴木 秀 和	住 民 生 活 課 長
遠藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長	橘	農 林 課 長
湯田 賢 史	商 工 観 光 課 長	室 井 利 和	建 設 課 長
星 徹 也	環 境 水 道 課 長	馬 場 和 伸	会 計 室 長
星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 博 文	学 校 教 育 課 長
廣野 友一郎	生 涯 学 習 課 長	阿久津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長
菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長
小 野 秀 勝	館 岩 総 合 支 所 振 興 課 長	野 中 昭 一	伊 南 総 合 支 所 振 興 課 長
塩 生 敬 洋	伊 南 総 合 支 所 町 民 課 主 任 主 査	大 桃 悟	南 郷 総 合 支 所 振 興 課 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開会 午前10時04分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

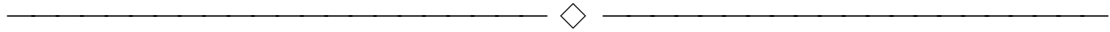
携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、14番、高野精一君です。

ただいまから令和7年第5回南会津町議会全員協議会を開会します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第は、お手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

議会全員協議会の説明に入る前に、2点発言させていただきます。

まず、令和7年6月27日付で議長に対し報告いたしました件であります、町職員が約2年間にわたり、運転免許証を失効していたにもかかわらず、公用車及び私有車を運転していたことが判明いたしました。

この間、役場として、全職員の運転免許証の確認を行っていたわけではありますが、このような事態が発生してしまい、大変申し訳なく思っております。

今後、懲戒審査委員会の中で、関係職員の処分を検討してまいりますので、処分が決まりましたら、改めてご報告させていただきたいと考えます。

次に、令和7年7月17日付で議長に対し報告いたしました件であります。

建設課が所管する公用車1台について、16日間にわたり、車検の有効期間及び自賠責保険の有効期間が切れていたことが判明いたしました。

この間、6人の職員が計281キロメートル運転しており、幸いにも事故や違反はありません

でしたが、あつてはならない事態であり、深く反省をしております。

改めまして、この場をお借りし、町民の皆様に対し深くおわびいたしますとともに、再発防止並びに町民の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

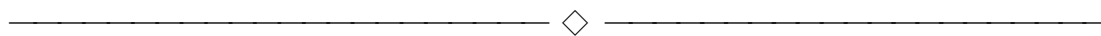
それでは、本日の議題であります2件についての概要をご説明申し上げます。

まず、1件目の伊南地域診療施設等整備事業についてであります。本件につきましては、令和7年度当初予算で施設整備に係る工事請負費2,567万9,000円を計上しておりましたが、電気設備工事において、高圧受電設備の工事価格の上昇などにより予算が不足し、想定していた工事の発注ができないことが判明いたしましたので、今臨時議会に工事請負費2,268万1,000円を追加する補正予算を上程しておりますので、補正予算の内容及び開院までのスケジュール等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、2件目の指定管理施設の公募方針についてであります。今年度をもって指定管理期間が満了となる町有施設につきまして、9月の公募開始に向け準備を進めているところでありますが、6月の議会定例会で条例に定めておりました指定管理期間等を削除したことから、公募を開始する前に、各施設の指定管理期間の考え方や指定管理者の募集方法等について説明をさせていただきます。

以上、2つの項目の具体的内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行

うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 伊南地域診療施設等整備事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 おはようございます。

伊南総合支所町民課主任主査の塩生敬洋です。

私のほうからは、伊南地域診療施設等整備事業についてご説明をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、配付をさせていただきました資料の資料番号の修正をお願いしたいと思います。

A3判の横の図面資料を配付させていただいております。こちら、右上のほうに「資料2」という記載をさせていただいておりますが、こちらのほうを、大変申し訳ありません、「1-2」ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、今回の事業については、伊南地域の町有施設、旧小野木クリニックが入っていた施設ですが、そちらに新たな医師を迎えるために実施する改修工事でありまして、町長挨拶にもあったとおり、改修の実施設計費、工事請負費など関係予算については、当初予算の中でご議決をいただいているところです。

今回、4月から6月まで実施設計をした結果、主に資材の高騰、高圧受電設備の機種の変更、設置場所の変更など、工事内容の変更による全体工事費の上昇が見込まれることになったことから、今般、工事請負費の追加補正をお願いするものであります。

では、実施設計の結果、必要となる工事の概要について、説明をさせていただきたいと思います。

資料1をご覧くださいと思います。

資料1の1、改修工事の概要をご覧ください。

(1) 高圧受電設備(キュービクル)の設置ですが、こちらについては、医師が設置する予定をしておりますCTの装置がございます。その装置の電気の必要容量、あと、現在使っている必要容量と施設の全体的な電気の容量を計算したところ、現状のままでは機器の安定稼働に支障があるということで、高圧受電設備の設置をすることとしております。

次の（２）X線照射室等の拡張ですが、こちらは、C T・レントゲン機器については、エックス線が外に漏れないように、エックス線を遮断するような場所に設置する必要があります。既存の施設でいえばレントゲン室に当たるのですが、既存のレントゲン室ではC Tの設置スペースが十分に確保できないということで、レントゲン室の隣に院長室がございまして、その院長室を廃止して、間の壁を除去をして、新たにレントゲン室を拡張するという内容になっております。

また、レントゲン室の隣に操作室があるんですが、そちらのほうも手狭になることから、併せて拡張のほうを行いたいというふうに思っております。

こちらのほうは、若干、図面のほうで説明させていただきたいと思います。

資料１－２の１ページのほうをご覧くださいと思います。

図面の右上のほうに、赤文字が多くある部分があるかと思います。こちらが新たなレントゲン室ということになります。現状では、このスペースの中央部分の辺りに壁がありまして、こちらで仕切られております。こちらの右側が、現況が院長室、左がレントゲン室というふうになっておりますが、今回はこちらの壁を除去して、レントゲン室を拡張するという中身になっております。

レントゲン室の隣に操作室もございしますが、操作室、隣に暗室というのがあるんですが、こちらは以前、レントゲンの現像に使っていた暗室のスペースでして、こちらは今現在は空きスペースになっているものですから、こちらのほうも壁を除去して、スペースの拡張を行いたいというふうに思っております。

資料１に戻っていただきまして、（３）利用しやすい施設整備ということで、こちらのほうは、高齢者が多く利用する施設になりますので、施設内を高齢の患者さんが利用しやすく、また医師の診察の動線も確保しやすいよう、扉を今、引き扉になっているんですが、そちらを引き戸に変更する中身になっております。

次に、（４）L A N配線・電源の再整備についてです。こちらは、L A N配線、ネットワークの回線、こちらと、あと電源、具体的にコンセントの追加変更ということになります。

今回のお医者さんについては、電子カルテや画像診断システム、画像共有システム、C T・レントゲンなどをネットワークでつないで、その情報をやり取りするというようなものになっております。これについては、当然ネットワークの回線が必要なんですが、その必要な回線の追加という中身になっております。

現状でも、L A N配線、電源等は整備はされているんですが、ネットワーク対応の機器を多

く持ち込むということで追加するような中身になっております。

(5) ですが、施設不具合の修繕等でございます。こちらについては、設計に当たりまして、施設内の機械機器、設備を全て確認したところ、トイレの便器、トイレの暖房のパネルヒーター、そちらのほうだったり、あと、ガス給湯器が現状では使えない状態になっておりますので、外壁が破損している部分が一部ありますので、そちらの修繕と併せて整備したいというふうに思っております。

以上が、実施設計で予定しております改修工事の概要になります。

次、2番の予算の概要になります。

(1) 概要の部分の下の表をご覧いただきたいと思うんですが、工事については今回、3つに分けて実施することを予定しております。まず、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3項目というふうになっております。

表には、3種別ごとの予算現額、支出見込額、補正額ということで記載させていただいておりますが、予算現額というのは、もう既に当初予算で予算措置をさせていただいている金額になります。支出見込額については、実施設計に基づき、町のほうで積算した工事費の額になっております。補正額については、この不足分、今回追加補正をお願いします必要な額というふうになっております。

工事の総額といたしましては、4,836万円となっております、不足する予算額2,268万1,000円を追加させていただきたいというふうな内容になっております。

(2) の予算増となる理由になります。

今回、当初予算と比較して、大きな変更になったわけですが、その主な理由について、工事の種別ごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、①の建築主体工事についてですが、こちらについては、レントゲン拡張に必要となる資材、当初の見積段階の想定を超えたような高騰がありました。具体的には鉛の石膏ボードが、見積時点と比較して約10%程度、あとそのほかに、鉛入りの扉をつけるんですが、そちらの扉が35%程度上昇したという中身になっておりまして、金額増というふうになっております。

次に、②の電気設備工事、アの高圧受電設備の高騰についてですが、こちらについては、先ほど説明したとおり、当初から受電設備の整備は計画していたところだったんですが、前述の物価・部材の高騰と同じく、受電設備本体自体の価格が急速に上がっております。ここ半年の間でも大きく値段が上がっておりまして、それを踏まえた結果、大きく予算の不足が生じることになりました。

また、工事費を抑えるために、当初は既製品を使って整備しようというような考えでおったんですが、やはり現時点、物不足というところがあって、既製品の確保が非常に難しい状況にあります。その既製品を、今回の医療機器の使用に合ったものを準備できるかという部分もありましたので、医療機器の安定な稼働を考慮して、セミオーダー製品ということに変更させていただくことにいたしました。

次のイの受電設備の場所の変更になります。受電設備の場所を検討するに当たって、水道管、下水道管の布設の状況を確認したり、受電設備の設置仕様というのがありまして、そちらのほうも考慮しながら、設置場所を検討してまいりました。

当初は、建物に隣接した場所に設置して、配線の工事の経費を抑えたいというふうに思っていたところだったんですが、その場所では受電設備の安全性が十分に確保できないということであったり、設備整備後のメンテナンスに支障があるというようなアドバイスがあったものですから、場所を、今回は敷地の有効活用を含めて設置場所を再検討して、変更することにいたしました。

次のウのLAN配線の再整備でございます。こちらは、先ほどから申し上げているとおり、電子カルテシステム、CT装置、画像共有システムなど医療機器を円滑に接続させる、稼働させる場合、現状の配線、電源では不足になることが見込まれまして、オンライン診療にも支障なく対応できるよう、今後の拡張整備等も含めた追加整備ということで整備することを考えております。

次、③の機械設備工事ですが、不具合のある、先ほど申しあげました便器・ヒーターの交換、ガス給湯器の交換、そういったものの修繕・交換・撤去に係る費用というふうになっております。この部分は、ある程度、当初から見込まれてはいたんですが、額が少額であったということがありましたので、当初の段階では建築主体工事の中に金額が含まれておったんですが、再度確認した結果、金額が多くなってしまいましたので、今回は分割して発注するということになりました。

次の4番、その他ですが、高圧電気設備、エックス線の遮断の鉛の部材、あとエックス線遮断の扉、そちらのほうの部材の確保に2か月半程度、3か月近く要することが判明いたしました。当初は、工事期間1.5か月ということで考えてはいたんですが、3か月強になるということが判明したもので、一般管理費とか共通費、そういったものが増加になるということで、共通費が増加するというようなことになっております。

以上が、予算が変動した要因になっております。

次に、3、スケジュール（見込）についてです。

今回は、予算の決定をいただいたことを前提として、スケジュールをお示ししておりますので、その点はご了承いただきたいと思います。

記載の表に、黒丸では町が実施するものということと、白丸では医師が実施するものということで分けておりまして、その時期について表記をさせていただいております。

8月中旬に入札・契約行為を行いまして、工事期間を8月中旬から11月の中旬までというふうな設定をしまして、その後、12月中に医師のほうで医療機器の搬入・据付け等を行いまして、その後、必要な申請・届出、こちらは先生のほうにやっていただくようになるんですが、そちらを経て、3月中には開設・開業したいということで、現在調整を図っているところです。

以上が、今回提案いたしました伊南地域診療施設等整備事業の説明になります。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ただいまの説明を聞くと、論理的な理解はできるような気がするんですが、これ当初予算のときに、つまり3月の議会のときに説明をしているわけで、それに基づいて議案に賛同した、こういう結論であります。私が連携しながら、3月からずっと振り返りながら考えてみますと、こういうことが今の説明で、果たして十分に納得するだけの結果を得られるだろうかとは思っています。

そこでお聞きしますが、当然、専門的な分野なので、こちらに来ていただくいわゆる医療関係、医師とも相談をされたと思うんですが、3月以降、議会で議決していただいた後、町と医師との協議はどのようにされたか、ご説明をお願いします。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

予算決定後、医師のほうとは、開業のスケジュール、工事の概要の説明、あと医師として、その施設にどのような整備、改修工事を希望するかということ等を、いろいろ協議をしてみました。その結果、医師としては、できる限り早く開業したいというふうな思いはあったんですが、今回のスケジュールでも示したとおり、いろいろと改修工事の部材の確保等に時間がかかるということで、その点を説明して、ご理解はいただいております。

また、こちらに来て、どのような診療体制を取るかということで、職員の確保であったり、

あと地域の医療機関との連携の方法、加えて、訪問の嘱託医をお願いしたいというようなお話もありましたので、その辺について、現在協議を進めているところです。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この整備事業の変更内容を見ますと、建築主体で今回、支出見込額と、それに対する補正額を見ると、当初から比べると14.5%なんですね。ところが、電気設備を見てみますと、何と174.6%に上っているわけですよ。つまりこれらの、例えば受電施設設備、これらは、どなたからそういう主導があったのか教えてください。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

当初、当初予算の積算を行うに当たって、設計をお願いできる業者さんがいるかどうかということで、町の指名参加願に出ている業者さんの施工実績であったり、あと福島県の支援機構のほうにお願いをしたりしました。まずはそれをしたんですが、支援機構のほうでも、ちょっと専門性が高くて、そちらを受けることができないというようなことがありまして、なかなか工事の積算をすることができない現状がありました。

そういったことから、県の医師会のほうに、今回のお医者さんは、県の医師会を通じてご紹介をいただいていた経緯もありましたので、県の医師会のほうに、現状こういう状況なので、何かいい形、いい方法はありませんかということでお願いをしたところ、県の医師会のほうで、お付き合いのある建築設計業者さん、そちらのほうをご紹介しますということがありましたので、そちらのほうにこちらのほうからお願いをして、設計費の積算をしていただいたところ です。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 関係ある医師会のほうから紹介をしていただいて、設計をしたというんですが、例えば壁を取り払ったり、診療、いわゆるレントゲン室というんですか、操作室も含めて、これらについても、県の医師会のほうの紹介をいただいた設計屋さんが主導したということでよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

おっしゃるとおりで、その壁の撤去も含めて積算をいただいております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が仮に当時者として、この地域で医療をするという立場であつたら、必ず現場を見て、つまり医療行為をする上での最低必要な設備、あるいは自分が動体として、機能する効率的な医療業務ができる可能性がどこまで見極められるのか、それをやと思うんですが、相手方の医師は、この施設を改修するに当たって、しっかりと検証したんでしょうか。もし検証したとすれば、いつ検証したか教えてください。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 答えいたします。

医師のほうが実際施設を見たというのは、今年の6月でした。そのときに、いろんな施設の内部、現状を見ていったわけです。その後は、医師がなかなかこちらに来るというのはかないませんで、その後は、医師がお付き合いをしている医療コンサルがあるんですが、そちらのほうをお願いをして、そのコンサルの方がこちらに来て、今回の実施設計を組むときにはそのコンサルの方に来ていただいて、先生とやり取りをしながら、今回の設計に反映させていただいたんですが、そのコンサルの方をお願いをして、先生とのやり取りをしていただいていたということになっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 通常、いわゆる設計変更というのは、工事に着手した後、つまり着手して、目に見えない部分等に大きな変更、状態の変わった実態が現れたとか、先ほどから話が出ていますように、物価高騰によって大きく物件の経費が変わるとかいう場合の、契約する前の話ですよ。

これって、私はあえて、議会の議員の人たち、いろいろな意見を持っているから、議会とは言いませんが、二元制で選ばれた議員を軽視した行為だと思わざるを得ないんですね。ですから、単体で議論すれば、今のがなければ医療が始められないということになるんでしょうけど、この詰めの甘さ、この医療業者に、いわゆる伊南の地域の医療を任せていいものかどうか、非常に今、不安を感じる。

今回は、質問の内容をここまでにして、議案の中でさらに詰めていきたいと思いますので、以上で終わります。

○山内 政議長 そのほか、質問、ご意見等ございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今の9番議員の質疑と、ちょっとかぶる部分もあるかもしれませんが

が、本事業は伊南支所、今説明された塩生係長ですか、単独で、伊南支所単独で行われたんでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えをさせていただきます。

1人というよりは、建築関係については専門性があまりありませんので、例えば建設課の営繕係等に入っていたり。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 1人ではなくて、この事業そのものは伊南支所で単独でというふうに聞いたんです。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 伊南支所のほうで対応しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 支所内ではそれぞれ、今話そうとされた得意な分野であったり、そういうふうになると思うんですけど、何人で主に対応されたんですか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えいたします。

特にプロジェクト的な部分はございませんので、住民係、それから福祉のほうの担当、係長を入れて、3名ほどで体制を取っているところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

さっきもありましたが、3月に議決しまして、4月から恩田先生とのやり取りもあったということですが、その恩田先生との協議は、メールであったり電話であったり、直接向こうに出向いたとか、そういうことはあったのかどうか、そして、定期的にこれは協議されてきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

恩田先生のやり取りについては、基本的にはZ o o mなりM e e t というソフトがありますが、そちらを使ってやり取りをさせていただいております。頻度については、大体2週間に1回という頻度でやっておりまして、そのほかにメールのほうは、ほぼ毎日のやり取りをさせていただいております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

キュービクル、いわゆる高圧受電設備の、先ほど若干説明ありましたけども、これが、セミオーダーというのは私もちょっとよく分からないんですけども、今まであった既製品ではなくて、オーダーでもないわけですね、セミオーダー。その部分を詳しく説明願えますか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

セミオーダーというのは、キュービクルというのはこういう箱になるわけなんですけど、箱の外側の鉄板であったり、あと中に入れる機器は、標準化というか、オーダーではないものを入れますが、その設備、その機器をその設備に何個つけるかとか、あと大きさですね、その施設に合った大きさをどういう大きさにするかという部分で、セミオーダーになるということです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この電気工事は、先ほどもありましたけど、倍率にすると2.75倍というような大きな変化、総額にすればそれほどでもないのかもしれない。でも、2.75倍に増額をしないといけないというのは、設計の段階でも当然、この辺は計算、認識できたのではないのかなというふうに私も考えるんですけども、その辺は、当初では全く無理だったんじゃないか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

今回の事業については、同じ年度に実施設計を組んで同じ年度に発注するという、本来であれば年度を分けて、設計額を決めてから、その次の年に工事費を上げるというやり方が一番ふさわしいと思います。しかし、恩田先生のほうとの話合いの中で、なるべく早く開業したい、今年度中には開業したいというふうなことでした。そんなような背景もありまして、イレギュラーなケースでございますが、実施設計と予算を一緒に当初予算に計上したという特殊な背景がございます。

当初予算をまとめ上げるのは、担当課提出が11月、それから、最終予算の組み上げが2月頃でございます。ですから、それ以降の価格の高騰というのはなかなか見込めない。それから、実施設計を組んでみないと、本当の工事費が出てこないという側面があるわけでございます。

今回、大きな金額の補正となって、議員の皆様にも本当にご理解をいただくということで、心

苦しいところなんです、そういうふうな特殊な工事の発注に至ったということとはご理解をいただきたいと思います。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質問、ご意見等はございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、電気設備が大分金額が多くなるわけで、全体予算としては倍近い予算であります、その中での電気設備がまた多額ということになるんですが、まず現在の受電設備というのは、高圧もいろんな高圧があるんですけども、キュービクルまでいかない高圧かなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 答えいたします。

現在、施設のほうに引き込まれている電源については、低圧の電源になっておりまして、キュービクルは当然設置されておりません。それで、容量の計算をしたときに、現在の施設で使っている分だけで低圧の容量がいっぱいということが分かりましたので、そこにC Tを入れれば、安定した運転はできないということになりますので、高圧を導入するということになりました。

高圧の種類については、ちょっと私、知識ございまして、ある一定、低圧で賄えない部分を超えた場合は高圧になってしまう、キュービクルが必要だということで認識をしております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

そこで容量がオーバーになるというふうなことです、もともとC T装置というのが予算の中に組み込まれていたということで、医師調達ではあるんですが、その予定はあったわけですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 答えいたします。

C Tの件ですが、そちらはあくまでも医師調達というふうになっておりますので、こちらの町の事業費の中には入っておりません。

以上です。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 金額的なものはそうだと思うんですが、やはり計算上は、3 月の当初予算の中にはそれらを含めて予想して、予算書を作らなくちゃいけないというのが本当だとは思いますが、それ以上のレベルアップのものが、C Tが入ったのかどうかというふうに、それでまた、容量が高いキュービクルを入れなくちゃいけないということになるのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

C Tを導入するに当たって、今回の恩田医師がこちらに来るということのそもそもの話になってしまいうんですが、建物自体は町の持ち物なので、町が受入れに必要な整備は行う。ただ、診療に必要な医療機器、その部分については恩田医師のほうでご準備いただくということで、それが前提になって、今回の開業ということになっております。

なので、町のほうとしては、医療機器を稼働できる状態にするというのが必要になりますので、今回の改修事業については、その中身を網羅した改修工事というふうになっております。

以上です。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらのキュービクルの関係でございますが、電圧につきまして、想定使用量につきまして約125.48キロボルトアンペアということで、100キロワットということになってございます。こちらにつきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、2 月の段階ではまだ実施設計ができていなくて、4 月から実施設計に取り組んだということで、今回の実施設計の中で、この100キロワットという容量が確認されたというところでございます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 分かりました。

もう一点だけですが、キュービクルを入れますと、高圧受電のキュービクルの装置というふうになりますが、維持管理がかかるわけですが、その辺、年間の経費はどのように積算しているわけですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

整備後のランニング経費ということかと思うんですが、こちらは毎月点検しなきゃいけない

というようなことがありますので、その毎月の保守料ということで、町の予算に計上させていただきます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 大体、予算はどのくらいというような予定は、見積り等は調べてはいないんですか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 答えをいたします。

まず、自家用電気工作物保守管理業務委託ということで、74万6,000円の予算を計上しているところでございます。それから、消防用設備保守点検の委託、これにつきましては、4万4,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質問、ご意見等ございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まず、私もこの資料を見て、こんなにも増額されるものかというふうに驚きました。

幾つか確認をさせていただきたいんですけども、まず2の(2)の①のところで、建築主体工事、ここのところも、こんなにも高騰するものなんだというふうに、先ほどの説明を聞いてちょっと驚いているんですが、この資材高騰、これだけされているというふうに判明したのは、いつ頃でしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 答えいたします。

4月から実施設計に入りまして、実施設計をやるに当たって、各業者さんから見積りのほうを徴収するんですが、その見積りが集まって、形になってきたのが6月上旬でした。その際に物価の、資材の高騰というのが判明いたしました。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 次に、2の(2)の②の電気設備工事の部分なんですけど、高圧受電設備の高騰、アとして、設備の高騰というふうな書き方をされているんですが、ちょっと私の理解が間違っていたら訂正をお願いしたいんですけども、先ほどからの説明を聞いていると、当

初の計画の機器では間に合わないので、セミオーダー品に変えると、仕様を変えるということです、ここは高騰というよりは、機種の変更による補正なのかなというふうな感じがするんですが、その辺はどうなのでしょう。その辺、どちらが重いのかというか、両方入っていると思うんですが、話を聞くと、むしろ機種の変更部分による補正というほうが強いのかなと思ったんですが、いかがですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

物価高騰の部分と機種の変更、どちらが重いんだということかと思うんですが、担当段階では、どちらかというのは、今のところ十分把握できていない状況です。

以上です。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

先ほどのキュービクルの関係なんでございますが、既製品と今回、受注生産というふうに、方法につきましては、受注製品をオーダーするということで、方法のほうを変更したことでございますが、こちらについては、受注生産のほうが金額的には、工事費的には高いということでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それで、その辺の見立てが、先ほど、最終的には県の医師会にお願いをして、設計業者を紹介していただいて、そこに改めて依頼ということだったんですけども、そうしますと、最初の見立てというか見積りの段階では、この辺も改めて確認させていただきたいんですが、最初の段階では、医師が選任をした、医師が依頼をした医療コンサルタントが実施設計を行い、その後、4月の実施設計の段階で、県の医師会が紹介した設計業者が改めて見たらば、これでは駄目だというような判断に至ったということではよろしいんですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

まず、予算の段階では、医師会から紹介をいただいた設計業者さんのほうに現場を見ていただいて、町のほうで希望している改修工事の内容、そういったものをお伝えをして、見積りの提出をお願いしております。

その後、実施設計をする段階になって、先生のほうの意向を酌んだといえますか、医療コンサルさんに入っていて、実際どのようなものを先生が希望されているのかということの

お話を聞きながら、実施設計を行ったという経緯でございます。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 そうしますと、4 月の実施設計が行われる前の段階では、この施設の中にどのような設備が持ち込まれるのかとか、どのような機器が導入されるのかというのが十分に分からないまま、見積もられたというようなことですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

予算をつくる段階で、どのようなものを持ち込まれるかというのは、C T 以外、それ以上のことは分かりませんでした。ただ、そのほかには、レントゲンとか心電図の機器とか、そういったものが持ち込まれるであろうというふうな想定はしていたんですが、やはり電源容量を大きく食うというか、それはやっぱり C T 装置ですので、その部分だけは確認をさせていただいております。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 私もこういった部分には、もちろん素人なので、十分分かってはいないとは思いますが、それでも最低限、医療行為に、自分が病院を持つようになったときに、こういうものが必要だということをリストアップしていけば、それなりに必要な電源の容量というのは何か、そのぐらいだったら計算できるような気はするんですね。でも、それさえもできずに、今回ここで、途中で新たにキュービクルを増設しなければならないということなことは、私は素人目なのかもしれないんですが、すごく、あまりにも大ざっぱな見積りだったのではないかなと正直思ってしまうんですが、その辺についてはいかがですか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

今回の高圧の整備については、見積り段階でも整備するということを計画しておりました。というのは、やはり C T が入るということで、電源の容量オーバーになることは分かっておりましたので、見積り段階、当初予算の段階でも、高圧の受電設備の整備は予算の中に含まれておりました。

ただ、今回については、そちらの機種の変更であったり、あと部材の高騰であったり、そういった影響で、今回の補正をお願いするという中身になっております。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 それでも、こんなにも上がるものかなと、まだもやもやとした部分は残るんですけど、2 ページの部分のイのところでも、高压受電設備の設置場所の変更ということであるわけなんですけど、これも、このぐらいのことは予算作成時に想像できなかったのかなと、むしろ思ってしまうんですね。

大体、町内の大型施設もキュービクルなんかは、ちょっと離れたところに設置してあったりするわけで、ここのところはどういうふうな見立てだったのかなと思うんですが、ここの部分についても、当初は、一番最初は、医師が選任をした、医師が依頼をした医療コンサルタントが、こういった見立てをしたということによろしいんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 参考見積りを取ったのは、今、実施設計をお願いしている事業者でございますので、コンサルさんが入ってきたのは、恩田先生と4月以降に、この医療施設の施設改修に必要な部分、その調整に当たっていただいたということですから、予算計上の段階ではコンサルは入っていないというふうにご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 そうしますと、受電設備の設置場所を当初、建物の中ですか、横ですか、隣接したところに設置すると見立てたところでは、こういった専門的な見地から、こういう判断がなされたのかということは説明できますでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

資料1-2を見ていただきたいと思いますけど、当初につきましては、この右側の階段といえますか、あるんですが、その隣のところに、当初ではキュービクルを設置する予定でございました。

今回、変更の箇所ではありますが、北の方位の矢印があると思いますが、そちら側のほうに薬局がございますが、薬局の手前のほうに移動するという、今回の計画の変更をしてございます。こちらにつきましては、まず、建物周りに下水に接続する宅内配管等がございました。さらには、やはりどうしてもこの場所では、当初の計画の場所では除雪等に影響があるということで、そちらのほうを考慮させていただきまして、その主な2つの要因から、場所のほうを移動させていただいたというところでございます。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 そういうようなことで移動したんだと思うんですが、それで、そういったことがなぜ事前にもっと検討されなかったのかなと、ちょっと疑問は残るわけなんですけども、それで、最後に質問したいのは、(2) の②のところで、ア、イ、ウと 3 つの項目が挙がっているわけなんですけど、この 3 つの項目の大体の内訳、まとめて電気設備として、補正額 1,873 万 8,000 円と出ているわけなんですけども、多分これは、ア、イ、ウをトータルしての金額かなと思うんですが、この内訳はいかがでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所町民課主任主査。

○塩生敬洋伊南総合支所町民課主任主査 お答えいたします。

概算ではありますので、数字が若干合わないところはありますが、キュービクル本体、物だけでいいますと、これは業者からの実施設計の中身ですが、1,015 万円、そのほかの工事、高圧ケーブルの設備、これがアの部分になりますが、この部分、キュービクルの本体のみということだと、1,015 万円、イのほうの場所の変更に伴う工事であったり、高圧ケーブルの引込み等については 772 万 5,000 円、そのほか、ウの LAN 工事については 70 万円というような、実施設計段階での積算になっております。

○5 番 古川 晃議員 はい、了解。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで (1) 伊南地域診療施設等整備事業についてを終わります。

次に、(2) 指定管理施設の公募方針についてを議題とします。

説明をお願いします。

総務課長。

○月田 啓総務課長 総務課長の月田です。私から、指定管理施設の公募方針についてご説明をさせていただきます。

資料 2 のほうをご覧いただきたいと思います。

令和 7 年度指定管理者公募に係る基本方針の 1 点目でございますが、1 の指定管理者の選定方法について、ここの部分につきましては、公募と非公募の考え方を整理してございます。

(1) のとおり、基本的には指定管理者の選定については、民間事業者等の知識・能力・経験等を生かすために、公募を原則にしていきたいというふうに考えております。しかし、その

下、1から6に該当する場合には非公募にすることができるものということで、整理をさせていただきますと考えております。

その1点目、①でございますが、公の施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合、②の場合ですが、現指定管理者の施設管理運営について、その努力によって良好な結果が導き出されている場合、3点目でございますが、現指定管理者が収益性を高めるために相応の投資をした場合、4点目でございますが、公募に対して申請する法人がない場合、または申請した法人、その他の団体の中に選定基準に該当する者がいない場合、また、5番、6番につきましては、集会施設、福祉施設等について整理をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

大きな(2)でございますが、公募に当たりましては、指定管理施設の将来展望を踏まえまして、指定管理者指定申請の際に、指定期間を超えた事業計画書、これは5年から7年を考えておりますが、その期間の部分を任意で提出することを可能としまして、その内容について、合理性であったり実効性が高いと認める場合には、選定の評価に当たって、加点の評価をしていきたいというふうに考えてございます。

〔「5年から7年と言いましたか」と言う者あり〕

○月田 啓総務課長 5年から10年ということで、失礼しました。訂正させていただきます。すみません。

続きまして、2点目の指定期間の考え方でございます。

2の指定期間でございますが、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを見直す機会を設けることが適当というふうな考え方によりまして、指定管理者の指定は期間を定めで行うこととされておりますが、適度な競争環境を保持する、そういった意味から、指定管理者による指定の安定的な管理運営と成果を発揮できる期間を勘案して、基本的には5年ということで考えていきたいというふうに考えております。

ただし、施設の目的、実情を踏まえて、効果的かつ効率的な管理を行う観点、指定管理者による人材育成、投資の回収に必要となる期間を確保する観点などから、合理的な理由があると認める場合であったり、地区集会施設等については、最長10年ということで指定期間をすることができるというふうに考えていきたいと思っております。

続きまして、2ページでございます。

3点目でございますが、利用料金の町への納付関係でございます。

利用料金制を採用しまして、指定管理者に利益が見込める施設につきましては、決算後、利

益の一部を町に納付させることができることとしまして、その算出方法であったり納付方法については、あらかじめ募集要項であったり協定書に明確にしていきたいと考えております。

基本的には、スキー場であったり道の駅たじまなど、収益が見込める施設につきましては、納付金制度を設けてまいりたいと考えております。金額、割合につきましては、町としましては収益の20%程度の納付を見込んでいきたいというふうに考えておりますが、最終的には手を挙げていただきました民間事業者の提案、これを受けまして、選定委員会の評価項目に入れて、その提案を協定書に盛り込んでいく、そのような流れで考えているところでございます。

続きまして、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

各施設の方針を記載してございます。前回から変更する部分を主に説明させていただきたいと思っております。

ナンバー5でございます南郷交流促進センター・物産館きらら289でございますが、前回は公募でしたが、今回は非公募といたしました。理由としましては、今年度、大規模改修工事を行います、工事で休業となる期間の営業補償、従業員の休業補償を町に求めずに、自社負担で開業に備えていただいていることであったり、積極的な営業戦略、コスト管理などで黒字転換していただいたということの評価をしまして、非公募としたところでございます。

続きまして、ナンバー7でございます。小豆温泉花木の宿と窓明の湯でございますが、両施設を併せて一元化として、非公募としました。理由としましては、まず施設の温泉の源泉、水道施設、こちらが一緒ということになってございますので、まずは一体的な一元化ということで考えております。

また、現指定管理者が花木の宿へ自社資金を投入していただきまして、その効果が出始めていること、さらには、町有観光施設の今後の方針の中でも、現指定管理者の運営により継続と評価されているために、非公募と判断をしたところでございます。

次に、ナンバー9でございます。会津高原たかつえスキー場、会津高原たかつえ雪室、農林業センターでございますが、たかつえエリアとして一体的な運営が可能ということでありまして、効率的な活用が可能であると判断して、一体化ということにしているところでございます。

また、雪室、農林業センターにつきましては、前回は非公募としましたが、今回は施設を併せて公募と判断したところでございます。

次に、ナンバー16、会津田島祇園公園でございますが、前回は祇園会館も含めて非公募としておりましたが、今回につきましては、公募として募集をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、ナンバー17でございます。館岩広域観光案内所でございますが、今年度末をもって別用途での活用を検討するということになってございますので、今回は非公募として考えております。

次に、ナンバー18から21の各屋台格納施設でございますが、前回同様、地元の地区等を指定管理者として非公募としますが、指定管理期間につきましては、より安定的に管理していただくために、10年の指定管理期間にしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、4ページでございます。

指定管理者選定に係るスケジュールの案ということでございまして、本日、全員協議会のほうに、この内容についてご説明をさせていただきます。この後、この内容を整理しまして、公募・非公募施設の周知を行っていきたいと考えております。

その後、9月の初旬から公募説明会であったり公募開始、公募周知をしてまいりまして、10月の中旬にヒアリング、選定委員会、そういったものを実施しまして、12月の議会の中で議案として提案をさせていただきたいと考えております。

そして、年度末に向けまして協定書の締結、さらには4月からの基本協定・年度協定の締結ということで、今後のスケジュールを予定しているところでございます。

以上、資料2の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、4点ほど質問させていただきます。

まず、1番の②のところですけども、努力によって良好な結果が導き出される場合には、そういったものについてはというような書き方があるんですが、今までも指定管理者の議論の中では、どこまでが頑張っているのかとか、もっと努力をしてもらいべきだとか、そういった議論がある中で、指定管理者をどのように評価するかというところが一つのテーマにあったと思うんですけども、この辺について、努力により良好な結果が導き出される、こういった部分、指定管理者をどのように評価するかという部分については、どのような議論をされていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

議会の中であったり、この間のタウンミーティングでも、評価の関係のご意見を頂戴しております。今現在、評価のシステムというんですか、そちらのほうは検討している段階ではござ

いますが、今現段階で申し上げますと、先ほどのとおり、例えば赤字の施設を黒字化していたとか、そういったことを評価の視点としては考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今のところは収益の部分でということだったんですが、ほかの自治体とかも参考にして、ぜひ町民とか利用者側からの声とか、そういったものを生かしながら、トータルに総合的に判断できるような評価制度の導入、ぜひスピード感を持って進めていただければと思います。

2点目なんですが、今の下の③なんですが、相応の投資をした場合と。この投資をするという部分については、以前、やっぱり町の所有物に改変するというんですか、自社で負担してお金を出して、建物とか施設を改変していくという部分については、どれほど許されるのかというようなところもあったと思うんですが、投資をしていただく、ある意味、町にとっては非常にありがたい話ではあると思うんですけども、この辺は、町の所有物をどの辺まで改変してオーケーか、どの辺まで関与してオーケーとか、そういったルールというのはありますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

改修につきましてのルールというのは、今のところ持ってございませんが、当然、町の施設に改良を加えるという場合には、町との協議が必要になってございます。その協議の中で、具体的にどういった部分を改修していただくのか、それがどういった効果につながるかというのを確認した上で、協議の回答を出しているところでございますので、この内容につきましては、その都度ということにならざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの相応というふうな部分でございますが、これも改めて金額で決まっているわけではございませんので、考え方とすれば、例えば単年度で回収できるような金額の投資であれば、それは単年度なので、そんなに相応ではないかなと思いますが、例えばこれが5年間とか10年間の期間を経ないと回収できないような投資であれば、それは相応の投資と認めることになるかと思います。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった部分でのルールというのも、ある程度整備していく必要はあるのかなというふうに思います。

それから、その下の米印になるんですけども、この米印のところでは、再公募をしても申請がない場合には施設を休止、閉鎖、こういったことも検討をし得るというようなことになっているんですけども、これは募集に際して、町がどれだけ獲得に動いたか、どういった工夫をしたかということも、大きな要素になってくるかと思うんですけども、より町にとってはありがたい、そういった指定管理者に手を挙げていただけるような形になるように、町として説明会なり情報発信なりの、いろんな工夫があると思うんですが、その辺、町としての工夫、今のところ、どういうことをなされているかということをお教えいただければと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

先ほどのとおり、できるだけ早めに、こういった施設を公募したいということを町のホームページのほうでお知らせをしていきたいと思っています。そのほかにも、恐らく民間のサイトで、もっと有効なものもあるんだと思うんですが、今のところ具体的に、ここのホームページですとか、具体的にお声かけというのは、今のところまだ、具体的に決定しているところではございません。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった部分、やっぱりホームページを見て手を挙げるとなると、本当に限定的なところになってしまうかなと思うので、もっと広く、営業に回ると言ったらおかしいかもしれないんですが、町のこういった施設があるけども、ぜひやる気のある法人の皆さんに手を挙げていただきたいということで宣伝に回るとか、そういった部分の努力ということも必要かなと思うんですが、そういったことについては今後予定されていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

今のところ、具体的にそういった活動というのを予定しているところではございませんが、ご意見として頂戴させていただきます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひその辺をお願いしたいと思います。

もう一つ、タウンミーティングの中でもちょっとあったと思うんですけども、指定管理料ですね。今まで指定管理者としてやってこられた方の中で、指定管理料の問題に触れた意見がありまして、物価とか人件費が高騰している中で、指定管理料がずっと変わらないというような

ことで、その辺が指定管理者にとっては、やっていくときに非常に大変だというようなご意見があったと思うんです。

全国的には、そういった人件費を指定管理料の中に考慮していくという賃金スライド制度、そういうものを導入しているところがあるんですが、そういうものがあると、やっぱり指定管理を受けている方にとっては、非常に見通ししやすく、人も募集しやすいというふうになりますし、働いている人たちも非常に助かるのかなと思うんですね。それもやっぱり、指定管理として手を挙げる判断材料として、一つ大きなものになるかなと思うんですが、賃金スライド制度についての検討はいかがでしょうか、されているのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

まず、施設ごとに、ある程度考え方を整理しなければならないのかなというふうに考えているところでございます。観光施設について、基本的には指定管理料を出さずに運営していただいているところでございますので、そこに対して町が賃金スライドという考え方を持ち込むというのは、施設の目的からすると、少しそれは、町が公費負担するというのは問題があるのかなというふうに感じるところでございます。

ただ、維持管理ですとか、例えば委託に出しているところにつきましては、賃金スライドで補正予算で組んでいるというふうな場合もございますし、そこは施設の目的であったり位置づけによって、柔軟に変えていかなければならないのかなというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 ぜひその辺も検討を進めていただければと思います。

それでは、最後なんですけど、2 ページなんですけど、利用料金の収益が見込める施設の町への一部納付ということで、これも必要な措置かなというふうに思っています。課題はたくさんあるので、これから整理していく必要があるかなとは思いますが、この辺、収益を出してもらうために、やっぱり指定管理者任せにしていけない部分かなと思います。

今までも多分、町と協議をしながらやってきたと思うんですが、重要なところは、最初に目標値をどういうふうに設定するか、この施設ではこれだけの利益を目指しますと、こういう形で目指していきますという目標値を設定してもらい、それに向かって頑張ってもらい、取り組んでもらうということが重要なかなと思うんですが、そういった話合いの中で、これだけの収益を上げて、どれだけの納付を町にさせていただくのかといった部分での設定の仕方というのは、

その方法としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

ここがすごく悩みどころというんですか、本当に難しいところだというふうに考えておられて、今までやってきたのであれば、数字的なある程度の試算というのはできるかと思うんですが、今回参考にしたいと思っておりますのは、今まで何年間の施設、今運営していただいている事業者さんの収益、これを出すことによって、ある程度の目安はできるのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、町側で考えることと、あと民間の事業者さんが考えることって、少し差があると思いますので、そこは指定管理の選定委員会の中で提案を受けた中で、評価の中で検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今回はスタートというんですか、そういうことですので、我々も少し手探りでいかなるを得ないという部分もありますので、そこは評価の中で検討していきたいというふうに考えております。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、1番の指定管理者の選定方法の中の③と④についてお尋ねをしたいと思います。まず③のところ、ただいまの質問とも多少重複するところがあるかもしれませんが、相応の投資をした場合とありますが、先ほどの総務課長の話を聞いていて、そのとおりなんです。投資を認めたかどうか、つまり協議の上、許可したかどうかということではないかと思うんですが、確認したいんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

投資につきましては、先ほどのとおり、基本的には協議をしていただいた中で、町との協議で投資をしていただくということになりますので、当然許可をしたような形になろうかと思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 文章に文字起こしをするときに気をつけないといけないのは、読み手

がどういう受け取り方をするかということを意識して、文字起こしをしないといけないと思うんですね。この文章を見る限りですと、いわゆる指定管理者が投資を自らの意思でできると、こういう捉え方になるんですね。ですから、ここのところの書き方は、私は変えるべきだというふうに思っております。

その上で、先ほど投資の基準というのを聞いていたら、あまり明快な答えがなかったんですが、投資になるかどうか分かりませんが、指定管理を受けた施設のいわゆる負担率というか、60万円までは指定管理者のほうで、60万円未満なのかな、すると。それ以上については、協議した上で町が行うと、こういう決まりがあったように思うんですが、これは今生きていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 協定の中で、事前にそのような形で結んでおりますので、今も生きているということによろしいかと思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 指定管理が、いわゆる町の施設、直営で運営するものが、なぜ指定管理制度を設けて、この制度になっていたか。これはずっと遡って、一度そこの精神を、しっかり本質を押さえて見ないといけないと思うんですね。

時代は変わっていますので、そこで、その当時の基準というか、そこで定めた目的、これが今、南会津が当面している人口減少の問題や、いわゆる、先ほども話がありましたけども、雇用対策の問題、ここも含めて、当時、指定管理者制度を採用した時代とは大きな違いが生じているはずですよ。

その上でお聞きしますけども、こういうことを、例えば投資をしたいという希望があったときに、どのくらいの書類、どの程度の改修計画等を示させる計画でいるかお聞かせください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

改めて町のほうの中で、指定する様式が決まっていることはございませんので、今こういう施設を、利便性を上げるためにこういう改修をします、このぐらいの金額ですよという内容が分かるのであれば、よろしいのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、以前どういう形でやったかというのは、今、資料を持ち合わせてございませんので、このような回答でとどめさせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 これは、ここでお話しするべきかどうか迷うんですが、今のいわゆる町の執行部体制の中で、ここの議論をしていくというのは、私は少し無理があると思うんですね。

つまり執行部の方々は、行政業務に関してはプロフェッショナルなんですね。でも経営、新たな企業として経営感覚を積み上げていかないと、なかなかここは理解できない、あるいは突っ込んだ議論はできないということでもありますので、こういう指定管理者、民間の力を入れていくというときには、やっぱり専門チームをつくって、しっかりと、私たち議員がなるほどと理解が深まるような体制を取っていただけないかというのが意見であります、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

以前も議員のほうからお話しございました、町の職員、誰が選定委員をやっているのか、会計見られる人がいるのかというふうな話があったかと思います。

今年度、選定委員会の中には、民間の方ですか、そちらの方を入れていきたいというふうに考えてございます。ただ、どなたとか、そういった部分はまだ決まっておりませんが、評価の中でそういった視点を入れていきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 それでは、次に4 番の件に移りますが、ここで公募に対して、そういう法人あるいは団体がいない場合、こういうふうに書いてありますが、執行部のほうで、応募がないという、その実態をどのように分析している。情報があるのか、あるいは情報をどの程度分析をし、どこに課題、目的があるのか、もしそこまで検証しているのであれば、教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、今までも、募集をしても手を挙げていただけなかった施設があったりしました。それに対しまして、ある程度交渉というんですか、そういった中で相手方を見つけてきたというふうな経緯もございましたので、その辺を文言として、ここに表記させていた

だいたというところでございます。

なお、施設につきまして、手を挙げていただけないというのは、やはり収益性の問題があったのかなというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が自分のささやかなネットワークを駆使して、いろいろと情報を確認しますと、つまり、専門的に経営を学び、あるいは現場で経験してきても、最近の経済動向、つまり物価の上昇はじめ、いわゆる関税の問題含めて、かなりついていけないというか、私らのこれまでの感覚では十分な対応できない、こういう話が聞こえてくるんですね。

そういう中で、行政の経験しかしていない人たちにこういうことを、例えば業務上関連するのでやってくれということなんですが、ここは改めて、経営的な視点から新たな専門チームをつくる考えがあるかどうか、町長の考え方をお聞きします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 現時点でそこまでの考えは持ってございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私たち議員は、出された議案について審査・検証していく、それから、出された条例案について意見を述べていく、ここが私たちの最大のいわゆる役割であります。ですから、執行部がやらないということであれば、それは執行部の全責任というふうに受け取らざるを得ない。

つまり私たちは、町民の暮らしが少しでもよくなる、そのよくなる中には、たくさんの条件があるでしょう。いわゆる年収が増える、あるいは雇用が安定してくる、あるいは、それを親から子に引き継いでいく、そういうことを含めて、町のいわゆる振興が常に持続し発展していくというところに結果を出さなければならない。ですから、私は今の答弁で、現体制でこれからも対応して、議会に議案なり条例案なり経過を出していくと、こういう議会でもよろしいかと思しますので、これで終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私、2点ほどお願いしたいと思う、ちょっと疑義がありますので、質問したいと思います。

資料2の指定管理者の関係で、条例改正の中で、指定管理期間というのを無期限ということ

で条例改正されているんですが、その中で、運用的なものかどうかですが、それぞれ5年とか10年とかというようなことで設定されているんですが、これ運用上といいますか、条例の中の言葉の中で、それらの期限は決められるということで理解してよろしいんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

条例改正につきましては、まず指定管理施設について、条例の中で期限を定めなくてもよろしいということでしたので、6月の議会では期限に係る文言については削除させていただきました。

その上で、指定管理の期間につきましては議決事項になるものですから、募集の段階である程度の期間を定めて募集をしまして、その内容につきましては、議決をいただいた中で期間を定めるということになってございますので、無期限ではなくて議決事項に期間が入るところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

あと一点ですが、スケジュールの4ページのところで、1月の米印、注釈がありますが、その下の枠外で、施設の設置目的等を再定義の上ということであるんですが、上の再公募の結果と下のほうの文章の内容がちょっと相違するんですが、この辺はいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

これはいずれの施設も、指定管理者がないという場合の対応になりますが、その施設のそれぞれの目的もございますので、その目的を勘案した上で、本当に休止をしていい施設なのか、休止をしてはいけない施設であれば、どなたかを探して、選定委員会を省略して定めていく、そういった流れでございますので、これはすみません、ちょっと紛らわしい書き方になってしまいましたが、施設の目的に照らし合わせて幾つかの方法があるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

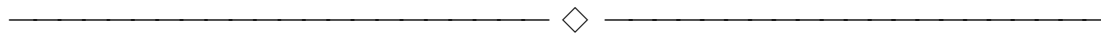
○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（2）指定管理施設の公募方針についてを終わり

ます。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、協議議題は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第5回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政